

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 五〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 五〇
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件二件 五〇
- 県営土地改良事業計画を定めた件 五二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 五二
- 道路の供用を開始する件 五二
- 道路の区域を変更する件 五二

公 告

- 専決処分した予算の要領を公表する件 五二
- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 五二
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 五二
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 五三
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五三
- 採石業務管理者試験を実施する件 五三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五三

告 示

福島県告示第四百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年八月四日から同年九月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

(仮称) ケーズデンキ福島南店 福島県福島市太平寺字児子塚四十三番地六ほか
変更しようとする事項

二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1 数 (変更前) 二か所
(変更後) 四か所

2 位置 (変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日
平成二十一年八月六日

四 届出年月日
平成二十一年七月二十七日

五 届出をした者
株式会社デンコードー

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月四日から同年九月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浪江町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル浪江西店 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下川原八十二ほか

二 法第八条第一項の規定により浪江町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下西部地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十一年八月五日から
同 月二十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
河沼郡会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八
条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が佐賀瀬川地区農山漁村活性化プロジェクト
ト支援交付金事業(基盤整備)に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とす
る旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年八月五日から
同 月二十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
大沼郡会津美里町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、東長
原地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この
決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年八月五日から
同 月二十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第四百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
川内地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。
この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年八月五日から
同 月二十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
双葉郡川内村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
建設事務所が平成二十一年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	石川郡玉川村大字南須釜字千五沢一番三地 先から 同 郡同 村大字南須釜字千五沢一五九番 一地先まで	平成二十一年八月 四日

(道路計画課)

福島県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県北建設事務所が平成二十一年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変 敷地の幅員 延 長	変更後の別 (メートル)	(メートル)

公 告

公告第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、平成二十一年七月二十八日専決処分した平成二十一年度の福島県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成21年度福島県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ895,890,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

（単位千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		248,146	133,710	381,856
	1 繰越金	248,146	133,710	381,856
歳入合計		895,757,017	133,710	895,890,727

県道 国見線	伊達市梁川町大関字石丸三番一地从先から同市梁川町大関字広畑五五番三地从先まで	変更前	変更後	
		A	A	B
		五・〇〇 一三・〇〇	五・〇〇 一三・〇〇	八・〇〇 三六・〇〇
		六一五・五	六一五・五	六一六・〇

（道路計画課）

歳 出

（単位千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		56,964,254	133,710	57,097,964
	6 選挙費	1,466,367	133,710	1,600,077
歳出合計		895,757,017	133,710	895,890,727

（総務課）

公告第四百二十七号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
日野金属産業株式会社 代表取締役 糟谷 敏美

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県伊達市保原町字上野崎地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の破碎施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の破碎施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の溶融施設） 一基

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
産業廃棄物の破碎施設 四・六トン 毎日（八時間） 一基
産業廃棄物の破碎施設 二・〇トン 毎日（八時間） 一基
廃プラスチック類の破碎施設 二・一六トン 毎日（八時間） 一基
産業廃棄物の圧縮施設 一四・八トン 毎日（八時間） 一基
廃プラスチック類の溶融施設 〇・四トン 毎日（八時間） 一基

（産業廃棄物課）

公告第四百二十八号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
有限会社 愛の里ケア・ステーション 陽だまり	河沼郡会津坂下町大字 気多宮字柳田一〇五九一―二	有限会社 愛の里	福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田一〇五九一―二	平成二十二年 八月一日	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし

(障がい福祉課)

公告第四百二十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
相談支援センター 希来里	大沼郡会津美里町富川一六七	特定非営利活動法人 希来里	福島県大沼郡会津美里町富川字富岡一六七	平成二十二年 八月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者

(障がい福祉課)

公告第四百三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの主たる対象者
ふれあいづスマイル指定相談支援事業所	会津若松市東千石三丁目四一五〇	会津若松市東千石一丁目一一一	特定非営利活動法人ふれあいづスマイル	福島県会津若松市東千石一丁目一一一	身体障害者 知的障害者 障害児

(障がい福祉課)

公告第四百三十一号

採石法(昭和二十五年法律第百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十八回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 試験日時 平成二十一年十月九日(金)午前十時から正午まで
- 試験の場所 南東北総合卸センター組合会館中会議室(郡山市喜久田町卸一丁目一番一号)
- 受験願書の受付期間 平成二十一年八月十七日(月)から同年九月十一日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同年九月十一日付けまでの消印のあるものを有効とする。
- 受験願書の提出先 最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 受験手数料 八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。
- その他 試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、あて先明記の八千円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

公告第四百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年八月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
大玉土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 官野 傳

同 松井 肇

同 伊藤 松男

同 國分 隆一

同 根本 徹

同 渡邊 泰章

同 菅野 榮吉

同 鈴木 敏雄

同 菊地 傳壽

同 佐藤佐 大夫

同 鈴木 善彦

同 武田 富夫

同 佐々木 政一

就任した役員

役別 氏名

理事 官野 傳

同 渡邊 泰章

同 菊地 傳壽

同 渡邊喜代 吉

同 武田 富夫

同 遠藤 実

同 遠藤 一郎

同 松本 昇

同 佐原 徳博

同 國分 隆一

同 伊藤 正志

同 渡邊 定和

同 遠藤 清二

住所

安達郡大玉村玉井字定場二四二番地

同 郡同 村玉井字大黒内一〇七番地

同 本宮市本宮字平井六一番地

同 市本宮字赤坂八〇番地六

安達郡大玉村玉井字馬喰内四四番地三

同 郡同 村玉井字前原四九番地六

同 郡同 村玉井字定場一九〇番地

同 郡同 村玉井字町九四番地

同 郡同 村大山字高屋敷二七番地

同 郡同 村大山字三ツ森一八番地

同 郡同 村大山字住吉二番地五

同 郡同 村玉井字西ノ内一八二番地一

同 本宮市本宮字北ノ内二二番地二

住所

安達郡大玉村玉井字定場二四二番地

同 郡同 村玉井字前原四九番地六

同 郡同 村大山字高屋敷二七番地

同 郡同 村玉井字石橋一一五番地

同 郡同 村玉井字西ノ内一八二番地一

同 本宮市本宮字平井二二二番地一

安達郡大玉村玉井字上永峰七七番地二

同 郡同 村大山字大橋平一一三番地

同 郡同 村玉井字反田五五番地

同 本宮市本宮字赤坂八〇番地六

安達郡大玉村玉井字塚七六番地

同 本宮市本宮字小原田一二九番地一

安達郡大玉村大山字下谷地七番地

(農村計画課)